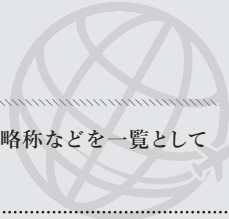


用語集

Glossary

この用語集では、本文に登場する用語や書式の名称・略称などを一覧としてまとめました。



Administrative Processing (▶79, 116, 134 ページ)

ビザ面接時の第2次審査。

AR-11 (▶38 ページ)

住所変更届け。短期就労・学生ビザ保持者もしくは永住権保持者は、住所を変更する際に提出しなければならない。

CPT (▶83 ページ)

Curricular Practical Training の略称。

D/S (▶37, 82 ページ)

Duration of Stay の略称。

Deferred Inspection (▶135 ページ)

アメリカ税関国境警備局 (Customs and Border Protection) の一部で、入国時や入国後に問題があった場合に、入国後に再度審査を行ったり、情報を訂正してくれる機関

DHS (▶40 ページ)

Department of Homeland Security の略称。国土安全保障省。

DS-156-E (▶140 ページ)

E ビザを申請するときのフォームの一種。会社情報の Part I, II と個人情報の Part III の構成となっている。

DS-160 (▶25, 48, 110 ページ)

非移民ビザを申請する際に必要なオンライン申請書類。

DS-2019 (▶88, 107 ページ)

“Certificate of Eligibility for Exchange Visitor (J-1) Status”。J-1 ビザを申請する資格を承認されれば、J-1 スポンサーから発行される、ビザ申請に必要な書類。

DS-7002 (▶101, 121 ページ)

“Training/Internship Placement Plan”。J-1 研修計画書。

DSO (▶42, 162 ページ)

Designated School Official の略称。留学生のビザ関連の監督・アドバイスをし、滞在資格情報を SEVIS にアップデートする人。

Dual Intent Protection (▶43, 104, 131, 138, 143, 149 ページ)

移民する意思を示してもよいという条項。一般に H-1B と L ビザのみ移民する意思を示してもよいビザとされている。

EAD (▶81 ページ)

Employment Authorization Document の略称。就労許可証。

ECFMG (▶90 ページ)

Educational Commission for Foreign Medical Graduates の略称。医療研修を希望する際に申請先となる、国務省に認可された J-1 スポンサー団体。

ESTA (▶18, 44 ページ)

Electronic System for Travel Authorization の略称。ビザ免除プログラム。

FFRDC (▶90, 95 ページ)

Federally Funded Research and Development Center の略称。連邦政府資金による実践研究センター。

G-28 (▶133, 140, 144, 150 ページ)

"Notice of Entry of Appearance as Attorney or Accredited Representative"。弁護士や代理人による申請書類に付ける書類。

I-20 (▶46 ページ)

"Certificate of Eligibility for Nonimmigrant Student Status"。アメリカの大学や教育機関への入学が許可されると発行される、ビザ申請に必要な書類。

I-94 (▶36, 42, 81, 119 ページ)

出入国記録で、毎回入国時にオンラインにパスポート情報、ビザの種類、入国日と滞在期間が記録される。

I-129 (▶132, 144 ページ)

"Petition for a Nonimmigrant Worker"。短期非移民就労ビザ申請書類。

I-140 (▶132 ページ)

"Immigrant Petition for Alien Workers"。雇用主による移民ビザスポンサー申請 (* 自己スポンサーの場合もある)。

I-644 (▶93 ページ)

“Supplementary Statement for Graduate Medical Trainees”. J-1 交換訪問者が医学教育や研修を更新する時に提出する書類.

I-797A (▶143, 150 ページ)

“Notice of Action”. 移民局から発行される通知書で、新たに I-94 が発行される場合の承認通知書.

I-797B

“Notice of Action”. 移民局から発行される通知書で、就労ビザ種類の申請時に発行される場合の I-94 が付いてこない承認通知書.

I-901 (▶46, 109 ページ)

F-1 や J-1 の留学生や交換訪問者が支払う Student and Exchange Visitor Information System (SEVIS) 費用の支払い用フォーム.

I-907 (▶133, 144 ページ)

“Request for Premium Processing Service”. 特定就労ビザの請願書を提出する際に利用できる特急申請サービス.

I-983 (▶85 ページ)

STEM OPT の延長を申請する際に必要となる、雇用主が研修目的を明確にした研修計画書.

L ブランケット (▶146 ページ)

アメリカ国内外に多くの関連事業をもち、国外の関連会社からアメリカに多数の駐在員を派遣する場合に使う関連会社包括申請のこと.

NSID (▶40 ページ)

National Security Investigations Division の略称. 国家安全捜査局.

OPT (▶83 ページ)

Optional Practical Training の略称.

SEVIS (▶40, 46, 109 ページ)

Student and Exchange Visitor Information System の略称. 移民局が J-1 や F-1 学生の滞在資格をモニターするシステム.

SEVP (▶40 ページ)

The Student and Exchange Visitor Program の略称. 学生・交換者訪問プログラム.

SSN (▶138,144 ページ)

Social Security Number の略称. 社会保障番号.

STEM OPT (▶84 ページ)

化学, 技術, 工学, 数学などの理系専攻の学生が, 最初の OPT をさらに 24 カ月延長できる OPT のこと.